

議案第80号

大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市行政組織条例及び大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市行政組織条例の一部改正)

第1条 大田原市行政組織条例(平成17年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「建設水道部」を「建設部」に改める。

(大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「経営の規模は、次のとおり」を「整備区域は、大田原市公共下水道事業の排水区域及び大田原市農業集落排水区域以外の区域」に改め、同項第1号を削る。

第5条第2項中「建設水道部」を「水道局」に改める。

第9条第2項中「の各号」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。